

災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定

習志野市内において、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急復旧に係る工事等（以下「応急復旧活動等」という。）の協力に関し、習志野市（以下「甲」という。）と習志野市管工事協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、甲の管理する公共施設の機能の確保及び回復並びに市民の安全を確保するため、甲、乙間において必要な事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 市内において、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、甲は乙に対し、応急復旧活動等について協力を要請することができる。

2 甲が前項の規定により応急復旧活動等の協力を要請しようとするときは、応急復旧活動等要請書（別記様式）により、乙に直接要請できるものとする。ただし、応急復旧活動等要請書による要請の手続をする時間的余裕がないときは、電話等により要請できるものとし、事後遅滞なく乙に応急復旧活動等要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、応急復旧活動等に必要な人員、機械等を出動させ、甲が行う応急復旧活動等に協力するものとし、甲の指定する場所において直ちに応急復旧活動等を実施するものとする。なお、乙はあらかじめ甲と協議の上、習志野市入札参加資格者名簿に登録されている業者を、応急復旧活動等に協力させることができるものとする。

（応急復旧活動等の内容）

第4条 乙が行う応急復旧活動等は、次のとおりとする。

- (1) 道路施設等の応急復旧活動等
- (2) 下水道施設等の応急復旧活動等
- (3) 公園施設等の応急復旧活動等
- (4) その他公共施設等の応急復旧活動等
- (5) 救助活動等に伴う支援作業

（費用負担）

第5条 甲の要請により、乙が実施した応急復旧活動等に要した費用については、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

2 前項の規定により甲が支払う費用の額については、甲乙協議の上決定し習志野市財務規則（平成3年規則第25号）に基づき支払うものとする。

（連絡先等の通知）

第6条 甲及び乙は、応急復旧活動等を行うに当たり、関係する事項の伝達を円滑に行うため、相互に連絡先及び連絡責任者を通知するものとする。なお、当該内容に変更が生じた場合は、速やかに相手に報告するものとする。

（災害時の情報提供）

第7条 乙は、応急復旧活動等の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、応急復旧活動等の実施に関して知り得た秘密を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(訓練)

第9条 応急復旧活動等の円滑な実施を期するため、乙は、必要に応じて甲の行う防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲、乙、いずれからも協定改定の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年10月16日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号
習志野市
市長 宮本 泰介

乙 習志野市鷺沼3丁目4番3号
習志野市管工事協同組合
理事長 川手 健 豪

別記様式（第2条第2項）

年 月 日

習志野市管工事協同組合
理事長 様

習志野市長

応急復旧活動等要請書

災害時における応急復旧活動等の協力に関する協定第2条第2項の規定により、下記の応急復旧活動等にかかる協力を要請します。

記

要請場所	
要請概要	
備 考	